

ギリシャの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ギリシャ共和国（ギリシャ語では「Ελληνική Δημοκρατία」（エリニキ・ディモクラティア）。英語の公式名称は「Hellenic Republic」であるが、通称は「Greece」。以下「ギリシャ」という）は、バルカン半島南端にある共和制国家である。古代文明の発祥地の1つであるが、多数の独立したポリス（都市国家）が覇権を競っていた時代の後、古代マケドニア王国、東ローマ帝国、オスマン帝国といった外国勢力の支配が長く続き、国力を失っていった。

1829年にオスマン帝国からの独立を果たし、ギリシャ王国となった。その後も、内戦、軍事政権を経て、1974年12月8日に実施された国民投票の結果、共和制に移行した。

ギリシャは1981年にEC（現EU）に加盟し、2001年にはユーロを導入したが、2010年には統計操作により巨額の財政赤字を隠ぺいしていたことが発覚し、世界中を震撼させる金融危機を引き起こした。

トルコとの間ではキプロスの帰属問題をめぐり対立関係にある。また、マケドニア地方と同じ名称のマケドニア共和国（スラブ系）とも対立関係にある。

ギリシャ法は、多くの法分野において、ドイツ法の影響を強く受けてきた。例えば、1832年の最初の民事訴訟法典や、刑法典及び刑事訴訟法典も、当時の摂政の1人であったミュンヘン大学のマウラー教授により編纂されたものであった。ギリシャの研究者の多くは、ドイツに留学し、ドイツ法を学んだ。但し、商法の分野においては、フランスのナポレオン商法典の影響を強く受けている²。

II 憲法

現行のギリシャ憲法典は、1975年に制定され、直近では2008年に改正されたものである。1967年から1974年まで続いた軍事独裁政権が崩壊し、1974年末の国民投票により共和政が採られることになったことから、新しい憲法の制定に至ったものである。

ギリシャ憲法典は全120条から構成されているが、一部の条文（4条、5条等）に「解釈規定」が付されている。これら解釈規定は、条文と同様の形式的効力を有する。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 中村英郎編『ギリシャの民事訴訟法学』（成文堂、1999年）2～3頁。

ギリシャ憲法典の体系は、表 1 のとおりである³。

表 1：ギリシャ憲法典の体系

第 1 編 基本規定	第 1 章 政体	
	第 2 章 教会と国の関係	
第 2 編 個人の権利及び社会権		
第 3 編 国の組織及び機能	第 1 章 国の構造	
	第 2 章 共和国大統領	第 1 節 大統領の選挙
		第 2 節 共和国大統領の権限及びその行為の責任
		第 3 節 共和国大統領の特別の責任
	第 3 章 議会	第 1 節 議会の選挙及び構成
		第 2 節 議会議員の欠格事項及び兼職禁止
		第 3 節 議会議員の義務及び権利
		第 4 節 議会の組織及び活動
		第 5 節 議会の立法活動
		第 6 節 租税及び財政
	第 4 章 政府	第 1 節 政府の構成及び任務
		第 2 節 議会と政府の関係
	第 5 章 司法権	第 1 節 司法官及び司法職員
		第 2 節 裁判所の組織及び管轄
	第 6 章 行政	第 1 節 行政の組織
		第 2 節 行政職員の職務上

³ 表 1 及び憲法に関する本文の記述にあたっては、カライスコス・アントニオス著『各国憲法集(5) ギリシャ憲法』(国立国会図書館調査及び立法考査局、2013 年)を主に参照した。

		の地位
		第3節 アギオン・オロス ⁴ の体制
第4編 特別規定、最終規定及び経過規定	第1章 特別規定	
	第2章 憲法の改正	
	第3章 経過規定	
	第4章 最終規定	

1 統治機構

(1) 大統領

ギリシャの大統領は、国家元首として儀礼的な行為等を行う権限を有する。1986年の憲法改正により権限が大幅に縮小されたが、「政体の調整者」(30条1項)としての役割が認められている。大統領の任期は5年で、議会により選出され、1回だけ再選できる(30条1項、5項)。大統領は、他の一切の職、地位又は職務と兼ねることができない(30条2項)。

(2) 議会

議会については、従前は、二院制が採られていた時代もあったが、現在では、一院制が採られている。現在の議会は、200名以上300名以下の議員で構成されることとなっている(51条1項)。議員の任期は4年であり(53条1項)、直接選挙で選出される(51条3項)。

議会が法案を採択して法律として成立させるまでに、3段階の過程を経る必要がある。即ち、①法案の提出、②法案の審査・修正、議会の審議・評決、③大統領の審署・公布である。法案提出権は、議会及び政府が有する(73条1項)。

(3) 政府

政府は、国の全体的な政策を定め、指揮する(82条1項)。政府は、首相及び大臣から構成される(81条1項)。政府の長である首相は、政府の政策を実行するために、政府の統一性を確保し、政府及び公務全般の活動を指揮する(82条2項)。首相は、議会により選出され大統領により任命される。大臣は首相の推薦に基づき、大統領が任命する(37条1項)。

ギリシャでは、議院内閣制が採用されている。即ち、政府は議会の信任を得なければならないとされ、信任又は不信任決議案に関する手続規定が置かれている(84条)。また、政府の構成員は、政府の全体的な政策について連帯責任を負う(85条)。

(4) 裁判所

⁴ 「アギオン・オロス」は、ギリシャ北部のマケドニア地方の半島の先端にある自治区である。

ギリシャの通常裁判所の系列には、「民事・刑事裁判所」及び「行政裁判所」がある。前者の系列には、上から、最高民事・刑事裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所及び警察裁判所がある。後者の系列には、上から、国務院、高等行政裁判所、地方行政裁判所がある。

ギリシャ憲法典は、通常裁判所の系列のほかに、7つの特別裁判所についても規定している。即ち、①最高特別裁判所、②会計検査院、③大統領及び政府構成員の責任について判断する特別裁判所、④司法官に対する誤審の訴え及びその報酬に関する訴えを審理する裁判所、⑤少年裁判所、⑥陸軍裁判所、海軍裁判所及び空軍裁判所、⑦海軍による船舶又は積荷の押収を管轄する捕獲審検所がある。

(5) 宗教

「ギリシャの支配的な宗教は、キリスト教の東方正教会である。」という規定から始まる憲法3条には、ギリシャ正教会に関する特別の規定が置かれている。例えば、3条3項によると、聖書の原文は不変に維持されるべきものであり、異なる言語に公式に翻訳することは、ギリシャの完全自治独立教会及びコンスタンティノープルのキリスト大教会の事前の承認を得ない限り、禁止されている。

(6) 国民投票

ギリシャ憲法には、2種類の国民投票が規定されている。

第一は、立法権を拘束する国民投票である。即ち、議会在可決した社会的重要事項を規律する政府提出法案（財政に関するものを除く）につき、国民投票が行われる。

第二は、諮問的な国民投票である。即ち、国の重大事項につき、諮問的な国民投票が行われるが、国民投票の結果は拘束力を持たないものである。2011年に、パパンドレウ首相が経済危機に対する包括対策の是非をめぐり、諮問的な国民投票を実施すると表明したが、ユーロ圏の外国及び国内からの批判が大きくなったため、最終的に、国民投票の実施を断念した⁵。

(7) 憲法改正

ギリシャ憲法は、憲法改正の手續が通常の法律の制定手續よりも厳格である硬性憲法である。即ち、第一段階として、憲法改正の必要性につき、50名以上の国会議員による提案に対し、総議員の5分の3以上の決議を2回経ることが必要である(110条2項)。さらに、第二段階として、改正決議をした次の議会が、最初の会期中に、総議員の過半数の賛成で、改正を決議しなければならない(110条3項)。

また、「議会共和政としての政体の基礎及び形態を定める規定」や、人間の価値の尊重に

⁵ カライスコス・前掲書 14～15頁。

についての規定等は、憲法改正の対象とすることができない（110条1項）。

2 人権

ギリシャ憲法典は、自由権を中心とする人権カタログを規定している。例えば、法の下での平等（4条）、令状主義（6条）、罪刑法定主義（7条）、住居の不可侵（9条）、集会・結社・表現の自由（11条、12条、14条及び15条）、信教の自由（13条）、通信の秘密（19条）等である

2001年には、いくつかの新しい人権が追加された。例えば、「健康及び遺伝的同一性の保護を受ける権利」（5条5項）、情報アクセス権（5A条）、「とりわけ電子的な手段によるその個人情報の収集、処理及び使用に対する保護を受ける権利」（9A条）等である。

憲法の基本的人権に関する規定は、国と私人との関係だけでなく、私人間の関係でも効力を有することがある（25条1項）。

3 法令及び判決例

ギリシャの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。例えば、民法典、商法典、刑法典、民事訴訟法典、刑事訴訟法典等がある。ギリシャの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、成文化された法令を解釈・具体化し、法を発展させるという事実上の役割を果たしている。

4 欧州連合（EU）の影響

ギリシャは、EU及びNATOの加盟国である。

EUにより採択された規則は、ギリシャに直接適用され、国内法令に優越する。EUの指令がギリシャで法的効力を生じるためには、ギリシャで国内法化される必要がある。

ギリシャ法とEU法の関係が問題となった興味深い事例として、以下のものがある。

① ギリシャのアギオン・オロスは、半島にある20の神聖修道院によって統治され、女性の入山は禁止されている。2003年に欧州議会がEU男女均等指令により「女人禁制」を解除するよう要請したことがあるが、改善は行われなかった⁶。

② 財政危機に直面したギリシャは、EUとIMFの要請を受け、コスト削減策をとることが必要であった。そこで、2010年に、使用者が事前に通知することなく労働者を解雇できる試用期間を1年まで延長し、25歳未満の若年労働者の最低賃金を国の基準の3分の2まで減額するための法改正を行おうとしたが、欧州会議の社会権委員会が、当該法改正措置は、欧州社会憲章に違反するという判断を下した。

⁶ カライスコス・前掲書26頁。

Ⅲ 民法

ギリシャの民法典は、ドイツ法の強い影響の下に成立し、パンデクテン体系を採用している（全 2035 条）。起草にあたっては、ドイツ民法を主としつつ、スイスの民法典及び債務法典、フランス民法典並びにオーストリア民法典等も参考とされ、その結果、ギリシャ独自の民法典が完成された。ギリシャ民法典は 1940 年に公布されたが、政権交代等による混乱の中、施行が延期されていたが、結局、1946 年 2 月 23 日から遡及的に施行された。ギリシャ民法典は現在まで幾度も改正を経ており、最近では、例えば、2002 年に行われた人工授精に関する規定（1455～1460 条）等がある。

表 2：ギリシャ民法典の体系⁷

第 1 編 総則	第 1 章 法規について、第 2 章 国際私法、第 3 章 自然人、第 4 章 法人、第 5 章 法律行為、第 6 章 条件及び期限、第 7 章 代理及び代理権の授与、第 8 章 承諾及び追認、第 9 章 期間、第 10 章 消滅時効及び消滅期限、第 11 章 権利の行使、自力救済、自力防衛及び緊急避難
第 2 編 債務法	第 1 章 給付義務について、第 2 章 債務者の履行不能及び履行遅滞、第 3 章 債権者の受領遅滞、第 4 章 契約による債務について、第 5 章 双務契約における原則、第 6 章 契約によって留保した解除権、第 7 章 手付及び違約特約、第 8 章 第三者のためにする契約及び第三者の負担における契約、第 9 章 債務の消滅、第 10 章 債権譲渡、第 11 章 債務引受、第 12 章 連帯債務、第 13 章 贈与、第 14 章 売買及び交換、第 15 章 賃貸借、第 16 章 農地その他の物の用益賃貸借、第 17 章 賃料を果実の一定の割合とする農地の用益賃貸借、第 18 章 雇用、第 19 章 請負契約、第 20 章 仲立契約、第 21 章 懸賞広告、第 22 章 委任、第 23 章 事務管理、第 24 章 組合、第 25 章 共同関係、第 26 章 消費貸借、第 27 章 使用貸借、第 28 章 寄託、第 29 章 宿泊施設経営者の責任、第 30 章 終身定期金、第 31 章 博戯及び賭事、第 32 章 保証、第 33 章 和解、第 34 章 債務約束及び債務承認、第 35 章 指図、第 36 章 無記名債権証券、第 37 章 物の呈示、第 38 章 不当利得、第 39 章 不法行為、第 40 章 詐害行為取消権
第 3 編 物権法	第 1 章 物及びそれに対する権利、第 2 章 占有権、第 3 章 所有権及びその内容、第 4 章 所有権の取得、第 5 章 所有権の保護、第 6 章 共有、第 7 章

⁷ 表 2 及び民法に関する本文の記述にあたっては、カライスコス・アントニオス訳『ギリシャ民法典邦訳』を参照した。この邦訳は、『比較法学』（早稲田大学比較法研究所発行）の第 41 巻第 2 号（2008 年）以下に掲載されているほか、早稲田大学比較法研究所の下記ウェブサイトでも PDF ファイルで公開されている。

<http://www.waseda.jp/hiken/index-j.html>

	地役権、第 8 章 人役権、第 9 章 登記、第 10 章 質権、第 11 章 抵当権
第 4 編 親族法	第 1 章 婚約、第 2 章 婚姻、第 3 章 婚姻の無効及び取消、第 4 章 夫婦の 関係、第 7 章 離婚、第 8 章 人の生殖に対する医療援助、第 9 章 親族関 係、第 10 章 法定扶養、第 11 章 親子の関係、第 13 章 縁組、第 14 章 未 成年後見、第 15 章 未成年者の養育、第 16 章 成年後見、第 17 章 他人の 財産の管理
第 5 編 相続法	第 1 章 相続について、第 2 章 遺言の作成、撤回及び公開、第 3 章 遺言の 内容、第 4 章 法定相続、第 5 章 遺留分、第 6 章 相続の承認及び放棄、第 7 章 欠格、第 8 章 帰属者未確定の遺産、第 9 章 相続回復請求権、第 10 章 多数の相続人の関係、第 11 章 特別受益、第 12 章 限定承認、第 13 章 裁判所による遺産の清算、第 14 章 信託遺贈、第 15 章 遺産の処分、第 16 章 相続証書、第 17 章 遺贈、第 18 章 負担、第 19 章 遺言執行者、第 20 章 死因贈与

(注：法改正によって、章が無くなった部分があることに留意されたい。)

IV 商法・会社法

ギリシャは、1807 年のナポレオン商法典を 1828 年に導入した。商法典は現在でも、ギリシャの商事訴訟を規律している。

ギリシャにおける主な会社形態には、①合名会社（人的要素の強い会社。社員は会社の債務につき連帯して無限責任を負う。会社の名称は、社員の氏名のみで構成される）、②合資会社（人的要素の強い会社。会社の債務について連帯して無限責任を負う社員と、出資額を限度とする有限責任のみを負う社員とで構成される）、③有限会社（社員の責任は、出資額に限定される。定款の制定、定款の変更及び持分の譲渡は、公証人立会いの上で署名されることを要し、公正証書の形式で行われる。最低資本金額は 4,500 ユーロ）、④株式会社（株主の責任は、出資額に限定される。資本は株式に分割される。1 名の発起人で設立でき、発起人は自然人でも法人でもよい。定款の制定は、公証人立会いの上で署名されることを要し、公正証書の形式で行われるが、定款の変更及び持分の譲渡は、この限りではない。最低資本金額は 60,000 ユーロ）がある。

表 3：ギリシャで設立が認められている主な会社⁸

名称	ギリシャ語（英文略称）	説明
合名会社	ομόρρυθμος εταιρία (O.E.)	人的要素の強い会社。社員は会社の債

⁸ 表 3 の作成にあたっては、バシリキー・ラザラコーほか著、大西千尋監訳、藤原拓記「ギリシャ会社の基本原則」（『国際商事法務 Vol.39, No.3』（国際商事法研究所、2011 年）所収）344～349 頁を参照した。

		務につき連帯して無限責任を負う。
合資会社	ετερόρρυθμος εταιρία (E.E.)	人的要素の強い会社。会社の債務について連帯して無限責任を負う社員と、出資額を限度とする有限責任のみを負う社員とで構成される。
有限会社	εταιρία περιομένης ευθύνης (EPE)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は 4,500 ユーロ。
株式会社	ανώνυμη εταιρία (AE)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は 60,000 ユーロ。

V 民事訴訟法

ギリシャの最初の民事訴訟法典は 1832 年に制定・公布された。これは、当時の摂政の 1 人であったミュンヘン大学のマウラー教授により編纂されたものであり、当時のバイエルン民事訴訟法草案及びドイツ普通法民事訴訟法を基礎としていた。マウラーの民事訴訟法は、その後長きにわたりギリシャで適用され続け、1967 年に現行の民事訴訟法典ができるまで続いた⁹。

ギリシャの民事訴訟においては、裁判所は、当事者の申立てに基づき、かつその枠内でのみ判決を下す (106 条)。当事者及び訴訟代理人等は、明らかに手続の遅延に向けられた行為を中止しなければならない (116 条)。両当事者は同等の権利義務を負い、裁判所の前において同等である (110 条 1 項) との原則に基づき、外国にいる外国人への送達文書が、被送達者の知る言語での翻訳が添付されることなく法廷地の言語でのみ作成されていた事例で、上記のような送達の効果を否定した判決例がある¹⁰。

VI 刑事法

ギリシャの民事訴訟法典を起草したマウラーは、刑法典と刑事訴訟法典をも起草した。ドイツ法の強い影響の下で制定されたギリシャの 1950 年の刑法典及び刑事訴訟法典は、いずれも 1951 年に施行された。これにより、ドイツ刑事法の諸概念が、ギリシャにももたらされた。ギリシャの刑法典には、刑罰とともに保安処分が規定されているが、これら両方を合わせて犯罪原因に対し統一的に対処しようとするものといわれている¹¹。また、ギリシャ

⁹ 中村英郎・前掲書 2～3 頁。

¹⁰ コスタス・E・ベイス著「ギリシャの法学教育、法曹、裁判制度および民事訴訟手続概観」(中村英郎編『ギリシャの民事訴訟法学』(成文堂、1999 年) 所収) 20 頁。

¹¹ 森下忠著「ギリシャの宝」(『判例時報 1156 号』(判例時報社、1985 年) 所収) 36 頁。

刑法典は死刑を存置しており、また、重懲役には、①無期、②5～20年の有機懲役、及び③10日～5年の軽懲役がある¹²。

VII 参考資料

以上、ギリシャ法の概要を簡単に紹介してきたが、ギリシャ法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等は相対的に少ない。しかし、本稿の脚注でも紹介したように、憲法、民法、民事訴訟法等の個別の分野において、日本語によるギリシャ法の解説や論文等が公表されている。

ギリシャ法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、英語による概説書として、『INTRODUCTION TO GREEK LAW Third revised edition』(Edited by K.D. Kerameus, Phaedon John Kozyris, Kluwer Law International, 2008)がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.41 No.12』（国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第15回 ギリシャ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹² 森下忠著「ギリシャの組織犯罪対策立法」（『判例時報 1511号』（判例時報社、1995年）所収）13頁。